

令和 7 年度

職業訓練指導員(48時間)講習のご案内

長崎県職業能力開発協会

この講習は、職業訓練指導員として必要な指導・訓練方法等の能力を短期間に習得してもらうために、職業能力開発促進法に基づいて「厚生労働大臣の指定する講習実施要領」により実施するものです。

講習修了証書授与者には、本人の申請に基づいて、長崎県知事から職業訓練指導員免許証が交付されます。

また、職業訓練指導員免許証を取得すると、当該職種の1級、2級、単一等級の技能検定試験を受験する際に、学科試験免除の特典があります。

1. 実施日時及び会場

講 習 日 時	講 習 会 場
令和7年12月 2日(火)・12月 3日(水)・12月 4日(木) 12月 9日(火)・12月10日(水)・12月11日(木) 計6日間 ※各日とも午前8時45分から17時30分まで	西彼杵郡長与町高田郷 547-21 技能・技術向上支援センター 2F 会議室

2. 講習の科目・時間数

講 習 科 目	講習時間	内 容 の 説 明
職 業 訓 練 原 理	4	職業訓練の沿革、職業能力開発を巡る現状、職業訓練の目的、職業訓練指導員の役割と求められる資質
教 科 指 導 法	16	訓練計画、訓練実施計画、指導環境の準備、指導の進め方、教材の活用、指導方法の工夫、訓練評価、入校選考
労 働 安 全 衛 生	3	安全衛生の意義、災害原因と防止対策、安全衛生管理体制とその業務、労働と健康、労働衛生管理等
訓 練 生 の 心 理	7	訓練生の理解と支援の必要性、訓練生の理解、多様な訓練生の心理と理解、技能習得の心理等
生 活 指 導	6	生活指導の目的、生活指導の範囲、生活指導の方法
関 係 法 規	4	職業能力開発促進法、職業安定法、雇用保険法、労働基準関係法等
事 例 研 究	6	作業分解、指導案、訓練実施計画、指導記録等の事例研究
確 認 テ ス ト	2	
計	48	1日8時間の6日間

3. 受講資格

(1) 次のいずれかに該当する者

番号	受 講 資 格	実務経験 年 数	提出 書類
1	職業能力開発促進法による1級・単一等級技能検定合格者 〔検定職種によって受講できない職種があります〕（別紙1を参照ください。）	0	①
2	大学卒業者（免許職種に係る学科を卒業した者）	2	②
3	短期大学又は高等専門学校卒業者（免許職種に係る学科を卒業した者）	4	②
4	応用課程の高度職業訓練において技能照査に合格した者	1	③
5	専門課程の高度職業訓練において技能照査に合格した者	3	③
6	専門課程の高度職業訓練（規則別表第6）修了者	4	④
7	普通課程の普通職業訓練において技能照査に合格した者	6	③
8	普通課程の普通職業訓練（規則別表第2）修了者	7	④
9	短期課程の普通職業訓練（規則別表第4で700時間以上）修了者	10	④
10	専修訓練課程の普通職業訓練修了者	10	④
11	外国の大学卒業者（免許職種に係る学科を修了した者）	2	②
12	旧法の認定職業訓練（3年）又は労基法の技能者養成修了者	7	④
13	高等学校卒業者（免許職種に係る学科を卒業した者）	7	②
14	旧法の職業訓練（2年及び3600時間）又は認定職業訓練（2年）修了者	8	④
15	旧法の職業訓練（1年及び1800時間）又は公共職業補導所（1年及び1824時間）修了者	10	④
16	旧法の施行前に失業保険法の施設において行われた職業訓練（1年及び1824時間）修了者	10	④
17	都道府県が行う家事サービス職業訓練担当者	0	④
18	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3	③
19	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4	④
20	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6	③
21	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練修了者	7	④
22	旧訓練法規則の専修訓練課程の養成訓練修了者	10	④
23	厚生労働省人材開発統括官が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者（公共、認定の職業訓練施設において普通課程の指導員確保が困難な場合）	15	⑤

※「旧法」……………廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）

※「旧訓練法規則」…昭和53年改正規則による改正前の職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令24号）

※実務経験年数は、免許職種に係わる実務経験で、学校卒業後又は訓練修了後の年数となります。

※提出書類の番号は、次ページの4(1)提出書類の受講資格を証明する書類の番号です。

(2) 次の者は受講できません

- ①成年被後見人または被保佐人
- ②禁固以上の刑に処せられた者
- ③職業訓練指導員免許の取り消しを受け、その日から2年を経過しない者

4. 受講の手続き

(1) 提出書類

○ 職業訓練指導員（48 時間）講習受講申込書（写真も含む）

○ 受講資格を証明する書類

（下記書類①～⑤のいずれか 1 つを提出してください。
提出書類は、受講資格で異なりますので、3. 受講資格一覧表をご覧ください。
写しを添付する場合は、A4 サイズに縮小してください。（白黒コピー可）

① 1 級・単一等級技能士の技能検定合格証書（写）

※合格証書の交付がされていない方は、合格通知書（写）

② 高校・大学等の卒業を証明するもの（卒業証書の写し又は卒業証明書）、履修証明書及び
修得科目状況調書（修得科目状況調書のフォームは当協会にありますのでご連絡ください。）

③ 職業能力開発校又は職業訓練校の技能照査合格証書（写）

④ 職業能力開発校又は職業訓練校の修了を証明するもの（修了証書の写し又は修了証明書）

⑤ 訓練施設長が受講理由について証明するもの

(2) 受講料 15,000 円（税率：10% 税抜金額：13,637 円 消費税額：1,363 円）

（テキスト代含む）（受講有資格者として受理した後は、いかなる理由があっても受講料の返還はいたしません。）

(3) 申込方法 事前に応募状況をご確認のうえ、提出書類に受講料を添えて下記へお申し込み
ください。

（受講料払込：銀行振込・現金書留郵送）

【提出先】〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷 547-21

長崎県職業能力開発協会 Tel095-894-9971

【振込先】十八親和銀行 時津中央支店 普通口座 1040979

口座名義：長崎県職業能力開発協会

(4) 定 員 15 名

(5) 受付期間 令和 7 年 9 月 16 日（火）～10 月 15 日（水）必着

※受付期間内であっても定員に達した場合は、受付を締め切ります。

5. 受講決定

受講資格の審査結果については、後日、通知いたします。

6. 修了証書

講習各科目を履修し、所定の講習を良好な成績で修了した者には「職業訓練指導員の講習修了証書」
を交付します。（申請により長崎県知事の職業訓練指導員免許証が交付されます。）

7. 特 典

職業訓練指導員免許証を取得した者は、技能検定の学科試験（相当する検定職種に係る 1 級若しくは
2 級又は単一等級）が免除されます。

8. そ の 他

○ 学歴、訓練歴、職歴等は受講資格の判定資料となるので、事実と相違することのないよう正確に
記入して下さい。なお、上記 4 (1) の提出書類に不備がある場合は受付けません。

また、記入事項に不正があった時は、免許を取消す場合があります。

○ 申込者が 5 名未満の場合、講習を取り止める場合がありますので、ご了承ください。

なお、講習の取り止めによって受講ができない場合は、受講料を返還いたします。

（振込手数料は含みません。）

○ 受講申込書の職歴証明については、代表者が受講者本人、親、配偶者の場合は第三者（組合長等）
から証明を受けてください。（受講資格 1 番をのぞく）

職業訓練指導員免許職種一覧

(123 職種)

園芸科	時計科	製本科	表具科	広告美術科
造園科	光学ガラス科	プラスチック製品科	左官・タイル科	デザイン科
森林環境保全科	光学機器科	レザー加工科	築炉科	義肢装具科
鉄鋼科	計測機器科	ガラス科	ブロック建築科	電気通信科
鋳造科	理化学機器科	ほうろう製品科	熱絶縁科	電話交換科
鍛造科	製材機械科	陶磁器科	冷凍空調機器科	事務科
熱処理科	内燃機関科	石材科	配管科	貿易事務科
塑性加工科	建設機械科	麺科	住宅設備機器科	流通ビジネス科
溶接科	農業機械科	パン・菓子科	さく井科	写真科
構造物鉄工科	縫製機械科	食肉科	土木科	介護サービス科
金属表面処理科	織布科	水産物加工科	測量科	理容科
機械科	織機調整科	発酵科	建築物設備管理科	美容科
電子科	染色科	建築科	ボイラー科	ホテル・旅館・レストラン科
電気科	ニット科	枠組壁建築科	クレーン科	観光ビジネス科
コンピュータ制御科	洋裁科	とび科	建設機械運転科	日本料理科
発電電科	洋服科	建設科	港湾荷役科	中国料理科
送配電科	縫製科	プレハブ建築科	化学分析科	西洋料理科
電気工事科	和裁科	屋根科	公害検査科	臨床検査科
自動車製造科	寝具科	スレート科	木材工芸科	フラワー装飾科
自動車整備科	帆布製品科	建築板金科	竹工芸科	メカトロニクス科
自動車車体整備科	木型科	防水科	漆器科	情報処理科
航空機製造科	木工科	サッシ・ガラス施工科	貴金属・宝石科	フォークリフト科
航空機整備科	工業包装科	畳科	印章彫刻科	建築物衛生管理科
鉄道車両科	紙器科	インテリア科	塗装科	福祉工学科
造船科	製版・印刷科	床仕上げ科		

長崎県職業能力開発協会

登録番号：T1310005001853

〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷 547-21

技能・技術向上支援センター内

(長崎高等技術専門校の敷地内です。)

TEL (095) 894-9971 FAX (095) 894-9972

【長崎バス】

- ・JR長崎駅より長与ニュータウン行き商業
入口下車徒歩 10 分
- ・JR長与駅より長崎新地(青葉台団地経由)
行きで商業入口下車徒歩 10 分

【県営バス】

- ・JR長崎駅より女の都入口行きで女の都
入口下車徒歩 15 分

【JR】

- ・JR道ノ尾駅より徒歩 25 分
- ・JR長与駅より徒歩 25 分

【車】

- ・川平有料道路「女の都ランプ」より約 3 分
【長崎商業高校側の門よりお入りください。】

